

目 次

燃やしてよいごみ、燃えないごみ	1ページ
資源物①	
(1) びん・乾電池、ガスカートリッジ・スプレー缶	2ページ
(2) アルミ缶・スチール缶、新聞・雑誌・段ボール・紙パック・その他紙製容器包装	3ページ
資源物②	
(3) プラスチック製容器包装	4ページ
(4) ペットボトル(飲食用)	5ページ
粗大ごみ	6ページ
収集しないごみ、集団資源回収、粗大ごみリユース推進事業	7ページ
家電リサイクル(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)	8ページ
使用済小型家電、パソコンのリサイクル	9ページ
ごみの自己搬入、自己搬入できないもの	10ページ
ごみ処理の流れ	11ページ
ごみの分別(五十音順)	12~21ページ
3R(リデュース・リユース・リサイクル)とは	裏表紙

水銀使用製品(蛍光管・水銀体温計・水銀血圧計等)

■ 水銀使用製品(蛍光管・水銀体温計・水銀血圧計等)は分別回収しています。

ご家庭で使用し、不要となった上記の水銀使用製品は以下のとおり分別し、ほかの燃えないごみと分け、別々の袋で出してください。

- ・ 蛍光管
…「割れていないもの」、「割れたもの」に分けて
それぞれに中身の見える袋に入れるか
購入したときの箱に入れて、「蛍光管」と表示してください。
(※)白熱電球、LED照明、グロー球などは水銀を含んで
おりませんので、ほかの燃えないごみと一緒に出してください。
- ・ 水銀体温計、水銀血圧計等
…割れないように紙などでくるみ、中身の見える袋に入れて、「水銀体温計」「水銀血圧計」と表示してください。
(※)赤液体温計や電子体温計とは分けてください。
また、病院などの事業所から排出されるものは
収集の対象外です。

※いずれも、他の燃えないごみとは袋を分け、今までと同じ「燃えないごみの日」に出してください。

回収した水銀使用製品について

水銀は、以前から蛍光管、体温計、乾電池など暮らしの中で広く使用されてきた一方で、有害な物質でもあり、環境中に排出されると深刻な健康被害や環境汚染をもたらす恐れがあります。

市が回収した水銀使用製品については、市が責任を持って回収業者に引渡し、適切に処理され再資源化されます。

再資源化された水銀は、薬品や蛍光管の材料等に利用されるため、環境に排出されることはありません。

- ごみ袋は、中身の見える袋(無色透明または半透明)を使用してください。
- ごみは、朝6時から8時(一部地域は7時)までにごみ集積所に出してください。
- 地域のごみ収集日は、「ごみの日カレンダー」をご覧ください。

燃やしてよいごみ

■ 生ごみ

■ 紙くず

■ プラスチックの製品類

ビデオテープ、カセットテープ、おもちゃ(※)、スキーブーツなど
(※)電池が取れないおもちゃは燃えないごみへ



■ 布団・衣服類

※布団…丸めてひもでしばって1回に2枚まで

■ ゴム製品類

■ 皮革製品類

■ 庭木剪定くず

●幹…直径15cm以内・長さ1m以内(2本まで)
●枝…枝束30cm以内・長さ1m以内(2束まで)
●葉・草・花…袋に入れて(2袋まで)

■ 汚れが落ちないプラスチック製容器包装類

※マヨネーズ、ケチャップ、わさびなどのチューブ容器
ソースの容器、弁当の容器など汚れが付いたままの容器

■ プラスチック等と金属の混合物は、12ページ以降を参照してください。

燃えないごみ

■ ガラス類

割れたガラスは、紙に包み危険のないように(中身を表示して)

■ 刃物類

包丁などは、紙に包み危険のないように(中身を表示して)

■ 食器・茶器・花器類

陶器製、金属製のもの

■ 電化製品

電球、照明器具、炊飯器、掃除機、扇風機、電子レンジ、
ファンヒーター、ストーブ、電池が取れないおもちゃなど

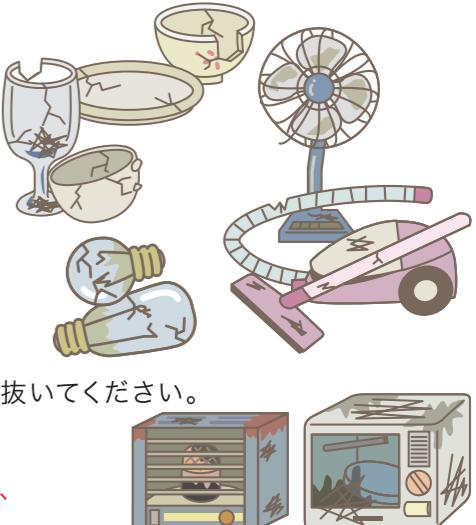
※電池や灯油は、発火や火災の原因になるため、必ず製品から抜いてください。

※大きさや重さにより「粗大ごみ」となりますので、

6ページを参照してください。

※使用済小型家電として市が回収しているものもありますので、
9ページを参照してください。

※家電リサイクル法に基づく家電品については、8ページを参照してください。



■ 油のびん・缶、塗料の缶など汚れが落ちないもの

※スプレー缶類は、回収・処理の途中で爆発の恐れがあるため、必ず資源物へ

■ 水銀使用製品

蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計等

※他の燃えないごみとは別の袋で出してください。詳細は前頁を参照してください。

